

判決年月日	平成18年9月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成17年(行ケ)第10553号		
<p>プラズマディスプレイパネル関連発明に係る特許無効審決の取消訴訟において、公知技術（引用発明）が記載されている刊行物に理論上解明されていない問題が含まれているとしても、当該刊行物記載の技術の実施を困難にするような格別の事情がなく、当業者が反復実施して目的とする技術効果を挙げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されている以上、引用発明として未完成であるとはいえないとして、当該引用発明に基づく容易想到性を肯定した審決を維持した事例</p>			

（関連条文）特許法29条2項

発明の名称を「光硬化性樹脂組成物及びそれを用いて電極形成したプラズマディスプレイパネル」とする特許発明の特許権者が、無効審判において、複数の引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたことを理由に当該特許を無効とするとの審決を受けたため、その主引例とされた公知技術（引用発明）が記載されている刊行物が、自然法則を利用した技術的思想として理解することができない事項を含み、引用発明として未完成であることなどを理由に、審決の取消しを求めた。

本判決は、「本件通電技術は、その実施可能かどうかの面に関する限り、従来技術の問題点及び技術的課題とともに、上記具体的な構成及び当該構成の製造方法によって裏付けられているということができ、本件通電技術の実施を困難にするような格別の事情は見当たらない。原告も、本件通電技術の実施可能の問題というより、ITO膜中の導電性粒子を熱拡散によりブラックマトリックス層20へ拡散するという理論上の問題を争っているものである。したがって、他に特段の事情がない限り、本件通電技術の実施は可能であるというべきである。」、「本件熱拡散の記載について、共通及び走査電極22a、22bに含有された導電性粒子がいかなるものであるか、このようなITO膜中の導電性粒子が

熱処理によりブラックマトリックス層 20 へ拡散するかどうかは、本件通電技術がなぜ生じるのかという理論的な裏付けの問題であって、これが解明されなければ本件通電技術が実施し得ないというものではない。」、「引用例 1 の本件通電技術は、従来技術の問題点及び技術的課題とともに、上記具体的な構成及び当該構成の製造方法によって裏付けられており、その実施を困難にするような格別の事情もないのであるから、当業者が反復実施して目的とする技術効果を挙げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていることが明らかである。そうすると、引用発明 1 が発明として完成していないということとはできず、たとえ、引用例 1 の上記記載に接した当業者の中に、当該記載事項がいずれも本件出願時における当業者の技術常識では考えられない、すなわち、自然法則を利用した技術的思想として理解することができない事項であるとする者がいたとしても、それが上記のとおり実施可能な発明として開示されている以上、必ずしも従前の技術常識の枠内にとどまるとは限らないのであって、そのことによって、上記結論が左右されるものではない。」などと判示して、引用発明 1 に基づく容易想到性を肯定した審決を維持した。